

新1年生の保護者のみなさまへ(附属中学校用)

《 就学援助のお知らせ 》

川口市教育委員会

市では、児童生徒が元気で健康に学校生活を過ごせるよう、保護者のかたに学用品費・学校医療費など、就学費用の一部を援助しています。

◎ 援助対象になるかた

川口市に住民登録があり、就学援助を必要としており、生計が同一なかた全員の合計所得額が就学援助の認定基準額を下回るかた

(ただし、生活保護を受給されているかたは対象になりません。)

◎ 就学援助が認定となる所得のめやす ※他の市立学校と変わりません。

※認定基準額そのものではありません。

※この場合の所得とは、総収入ではなく、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額となります。

20歳以上のかた	19歳以下のかた	所得基準額(めやす)	※めやすについて
1 人	1人	240万円	<p>お子様の年齢が低ければ低いほど生活に必要な金額は少なく、高ければ高いほど生活に必要な金額は多くなります。また、生計が同一なかたの人数によっても、生活に必要な金額が変化します。</p> <p>生計が同一なかた全員の所得金額に対し、生活するために必要な金額を考慮したうえで審査をしますので、この表はあくまでも簡易な“めやす”としてご理解ください。</p> <p>■表に用いた標準モデル: 20歳以上のかた 1人…41歳 1人 “ 2人…41歳 2人 “ 3人…41歳 2人、68歳 1人 “ 4人…41歳 2人、68歳 2人 19歳以下のかた 1人…中学生1人 “ 2人…小学生・中学生 各1人 “ 3人…幼児・小学生・中学生 各1人 “ 4人…幼児・小学生・中学生・高校生 各1人</p>
	2人	310万円	
	3人	350万円	
	4人	420万円	
2 人	1人	310万円	
	2人	370万円	
	3人	420万円	
	4人	490万円	
3 人	1人	370万円	
	2人	430万円	
	3人	480万円	
	4人	540万円	
4 人	1人	430万円	
	2人	490万円	
	3人	540万円	
	4人	600万円	

※生計が同一なかたとは、①同一世帯のかた、②公共料金を共にするかた、③住所は異なるが、その所得により申請者の児童又は生徒の生活を維持しているかたをいいます。

※審査の対象となる所得について

令和3年4月～6月分…平成31(令和元)年中における生計が同一なかた全員の所得の合計額

令和3年7月以降分 …令和2年中における生計が同一なかた全員の所得の合計額

※申請前に所得金額による認定可否をお尋ねいただいても、人数や年齢など判定に必要な情報が不足し正確な審査ができないため、お答えできないことをご了承ください。

裏面に続きます。

◎ 主な援助項目（令和3年度）（予定）

援助項目	援助方法	援助内容(中学校)		備考
学用品費等 (通学用品費を含む)	月額を指定口座 に毎月振込み	・1年生	月額 1,842円	途中認定の場合は 申請月からの給付
		・その他の学年	月額 2,026円	
新入学用品費	一括額を指定口座 に振込み	・新入学1年生	一括 47,400円	4月8日(木)までに 申請したかたに給付
修学旅行費	原則学校振込み	費用の一部(参加者全員が均等に負担する経費)		学校精算
校外活動費	原則学校振込み	年間上限額 2,180円		日帰りのみ対象
医療費	医療機関振込み	学校病(学校保健安全法施行令に規定される疾病) ・トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿疱疹(とびひ) ・中耳炎・慢性副鼻腔・アデノイド・う歯(むし歯) ・寄生虫病(虫卵保有を含む)		加療のつど

◎ 申請手続き

学校の事務室にて、随時書類提出の受付を行っております。

※ 原則として、各学校にて書類の提出を受付した日付が、決定日(認定日または不認定日)となります。

※ 審査結果については、4月以降に学校を通じてお渡しいたします。

(4月8日(木)までに申請されたかた。それ以降に申請されたかたは、随時となります。)

※ 令和3年4月以降も、新規申請は随時受付いたしますが、4月8日(木)までにご申請いただいたかたには、認定となった場合は、新入学用品費を給付いたします。ただし、転入等により、すでに他市区町村で新入学用品費の給付を受けている場合は、対象となりません。

※ 既に就学援助の対象となっているお子様の継続申請は、令和3年5月上旬以降になりますので、新規の申請は必要ありません。

◎ 必要書類

① 様式第1号 川口市就学援助新規申請書

…川口市のホームページからダウンロードできます。

また、学校及び教育委員会指導課にて配付しております。

※ 令和3年6月30日までに申請するかたで、転入等により平成31(令和元)年中の所得が川口市で確認できないかたは、令和2年1月1日現在の住所地であった市区町村発行の所得または課税(非課税)証明書を添付してください。(18歳以上のかた全員のもの。)

上記以外のかたは、所得を証明する書類の添付は必要ありませんが、平成31(令和元)年中の所得の申告をおこなっていないかたは、速やかに申告してください。

- 離職中の方は、離職証明書か雇用保険受給証明書の写しを提出してください。
- 転職等で現在の収入が前年や前々年と大きく違う場合などは、申請日以前3ヵ月分の給与明細書等を提出してください。

お問い合わせ先(教育委員会学校教育部)

○制度全体につきましては…指導課 庶務係 電話 048-259-7663

○医療費につきましては…学校保健課 保健係 電話 048-259-7664